

国立大学法人東京外国語大学総合情報 コラボレーションセンター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター規程第13条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター（以下「センター」という。）のシステム及び関連設備の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 システムを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の役員
国立大学法人東京外国語大学学則（以下「学則」という）第1条の2に定められた役員が該当する。
- (2) 本学の教員（常勤）
学則第9条に定められた教授、准教授、講師、助教、助手及び特定有期雇用職員（特定教員、特定外国語主任教員、特定外国語教員、特定外国語専門員）、特任外国語教員が該当する。
- (3) 本学の教員（非常勤）
第2号に該当しない教員で、非常勤講師、特別招へい教員、短時間特定有期雇用職員（特命教員、特別教員）等が該当する。
- (4) 本学の研究員（常勤）
特定有期雇用職員（特定研究員）が該当する。
- (5) 本学の研究員（非常勤）
第4号に該当しない研究員で、外国人研究員等が該当する。
- (6) 本学の事務職員等（常勤）
学則第9条に定められた事務職員、技術職員、技能職員及び特定有期雇用職員（特定専門員、特定専門職員）が該当する。
- (7) 本学の事務職員等（非常勤）
第6号に該当しない事務職員等で、非常勤職員等が該当する。
- (8) 本学の学生（正規生）
学則第13条の2に定められた課程に所属する学部学生、国立大学法人東京外国語大学大学院学則第4条に定められた課程に所属する大学院学生が該当する。
- (9) 本学の学生（非正規生）
第8号に該当しない学生で、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生等が該当する。
- (10) センター留学生1
留学生日本語教育センターの教育に関する規程第2条第1号に定められた留学生が該当する。
- (11) センター留学生2
留学生日本語教育センターの教育に関する規程第2条第2号、第3号及び第4号に定められた留学生等が該当する。
- (12) その他の身分
前各号以外の者で、センターが特別にアカウントの発行を認めた者。共同研究員、研究協力者、業務委託先の社員、派遣社員、謝金で雇用された者等が該当する。

(ユーザアカウント)

第3条 ユーザアカウントは、センターが発行するものとし、センターの管理下にあるシステムを利用する際に利用者を特定するものとする。

2 特定の利用者によって行われた行為は、当該ユーザアカウントの交付を受けた利用者が責任を負うものとする。

3 利用者は、複数のユーザアカウントの交付を受けることはできない。

(ユーザアカウント申請・発行)

第4条 ユーザアカウントの発行を受けようとする者は、センターにユーザアカウントの申請をしなければならない。ただし、第2条第8号、第9号、第10号及び第11号に該当する利用者（以下「学生等」という。）は、ユーザアカウントの申請を必要としない。

2 学生等がユーザアカウントの発行を受けようとするときは、センターが指定する情報処理入門に相当する授業又はセンターが開講するアカウント講習会を受講しなければならない。

(利用目的)

第5条 システムの利用目的は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) コンピュータ教育・情報処理関連教育の講義に関する利用
- (2) 学内における教育・研究活動のために用意されたアプリケーションソフトの利用
- (3) 学内における教育・研究に関する情報の発信、収集及び交換の利用
- (4) その他センターが適当と認めるもの

(サービス内容)

第6条 センターが利用者に対して提供するサービスは、別に定める。

(経費の負担)

第7条 利用者は、別に定める基準により、コンピュータ利用に係る経費の一部を負担するものとする。

2 利用者は、委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用に係る経費を負担しないことができる。

(利用時間)

第8条 システムの利用時間は、終日とし、特定の施設に設置したシステム及び関連する設備の利用は、その施設が定める利用時間内とする。ただし、センターは、保守、業務等のため、利用を停止することがある。

(パスワード)

第9条 利用者は、パスワードの管理に責任を負うものとする。

(ユーザアカウントの利用期間等)

第10条 システムの利用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に該当する利用者は、その在職期間
- (2) 第2条第8号、第9号、第10号及び第11号に該当する利用者は、その在学期間
- (3) 第2条第12号に該当する利用者は、利用者の申請に基づきセンターが定める期間

2 センターは、利用期限を過ぎた利用者のファイルを廃棄することができる。

(サービスの中断等)

第11条 センターは、メンテナンス、予期せぬ障害等のためシステムの運用を停止することがある。

2 センターは、前項の規定によるサービスの停止・遅延等の結果生じた損害に対し、責任を負わないものとする。

(利用上の必要事項の広報)

第12条 センターは、システムの停止等不測の事態について、可能な限り前もって利用者に対して告知するものとする。

2 利用者は、センターが行う告知・報告のほか、システム利用上必要な広報を、「総合情報コラボレーションセンターホームページ」で確認するものとする。

(ファイルのバックアップ)

第13条 利用者ファイルのバックアップは、利用者自らの責任において行わなければならない。

2 センターは、利用者ファイルの破壊・喪失等については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わない。

(他の規約の遵守)

第14条 利用者は、システムの利用にあたり、本学インターネットドメインが加入している組織規約を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第15条 システム利用にあたり、次の各号に掲げる行為は、禁止する。

- (1) ユーザアカウントの第三者への譲渡、貸与
- (2) パスワードの第三者への開示
- (3) プライバシーの侵害及び著作権等法令に定める権利の侵害
- (4) ネットワークの運用に支障を及ぼす恐れのある行為
- (5) 他人を詐称する行為
- (6) 営利を目的とする行為
- (7) システムの不正な利用又はそれを助ける行為
- (8) システムを不当に占有又は浪費する行為
- (9) 他者のプログラム、データ等を改竄又は破壊する行為
- (10) その他法令、本学情報セキュリティポリシー及び社会的慣行に反する行為

(利用上の指導等)

第16条 センターは、システム及びネットワークの適正利用の促進を目的として、随時利用者に対して利用上の指導を行うことができる。

2 センターは、利用者が前項の規定に基づく指導に従わない場合、利用の停止又は利用の制限を行うことができる。

(罰則)

第17条 利用者がこの細則に違反した場合、センターは、次の措置を講ずることができる。

- (1) 警告
- (2) 相当期間の利用の停止
- (3) 利用の禁止

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、システムの利用に関し、必要な事項は、センター会議で定める。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学情報処理センター利用細則（平成16年4月1日規則第167号）は、廃止する。

附 則

この細則は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年 1月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年 2月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3年11月11日から施行する。